



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 22 日 (火)
第 8 0 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (521) (福祉保健課) 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (522) (くらしの安心推進課) 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (523) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (524・525) (耕地課) 4
	保安林の指定予定 (4件) (526~529) (森林保全課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (530) (〃) 6
	建築基準法による道路の位置の指定 (531) (中部総合事務所生活環境局) 6
	土地改良事業の工事の完了 (532) (中部総合事務所農林局) 7
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務課) 7
	土地収用法による審理の開始 (〃) 8
◇ 正 誤	平成 20 年 6 月 17 日付鳥取県公報第 8000 号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第 521 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍 200-1	いきいきヘルパーステーション	米子市彦名町 8-1	訪問介護	平成 20 年 5 月 15 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍 200-1	いきいきヘルパーステーション	米子市彦名町 8-1	介護予防訪問介護	平成 20 年 5 月 15 日

鳥取県告示第 522 号

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定に基づき管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会を行う者の名称及び住所

財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目 1-25

2 講習日程及び講習場所

講習日程	講習場所
第 1 日 平成 20 年 10 月 20 日	東伯郡湯梨浜町大字旭 132 国民宿舎水明荘
第 2 日 平成 20 年 10 月 27 日	〃
第 3 日 平成 20 年 11 月 10 日	〃

3 受講資格

平成 20 年 10 月 20 日までに理容師としての業務経験が 3 年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

- ア 管理理容師資格認定講習会申込書
- イ 理容師免許証の写し
- ウ 理容業務従事証明書

- エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ 4 センチメートルのもので、3 月以内に撮影したもの） 2 枚
- (2) 提出先及び問合せ先
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
鳥取市松並町二丁目 160 城北ビル 109 号
電話 0857-29-6086
- (3) 受付期間
平成 20 年 8 月 18 日（月）から同月 29 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (4) 受講手数料及び納付方法
14,000 円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第 523 号

美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定に基づき管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目 1-25

2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程	講 習 場 所
第 1 日 平成20年10月20日	東伯郡湯梨浜町大字旭132 国民宿舎水明荘
第 2 日 平成20年10月27日	〃
第 3 日 平成20年11月10日	〃

3 受講資格

平成 20 年 10 月 20 日までに美容師としての業務経験が 3 年以上ある者であること。

4 受講手続

- (1) 提出書類
ア 管理美容師資格認定講習会申込書
イ 美容師免許証の写し
ウ 美容業務従事証明書
エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ 4 センチメートルのもので、3 月以内に撮影したもの） 2 枚
- (2) 提出先及び問合せ先
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
鳥取市松並町二丁目 160 城北ビル 109 号
電話 0857-29-6086
- (3) 受付期間
平成 20 年 8 月 18 日（月）から同月 29 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (4) 受講手数料及び納付方法
14,000 円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第 524 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成 20 年 7 月 11 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 525 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、勝谷土地改良区の定款の変更を平成 20 年 7 月 14 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 526 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字屋堂羅字小黒谷 747
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 527 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町霞字堂ノ本上エ 1183 から 1187 まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 528 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町矢戸字矢戸谷右平ラ 217 の 2、217 の 4、217 の 7、217 の 8、217 の 10、217 の 13、217 の 14、235、238、239、241 の 1、242、字奥田平ラ 244 の 2、字吉ヶ谷 263、264
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 529 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町笠木字下大谷隠地 2979（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 530 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町丸山字臼場ノ一1580の 2、1582の 2、字上後谷ノ一1627の 2、1628の 2、1629、1630の 2、1630の 5、1630の 6、字朝日当1633の 2、1634の 2、1634の 5、1645の 2、1646の 2、字中祖1647の 2、字楨原下1532の 3、1532の 25、1532の 26、1532の 28から1532の 32まで、久古字高平473の 2、番原字大山渡瀬416から418まで、字大畑445から447まで、451の 1、字箕ヶ滝647から649まで、650の 2、真野字下ノウネ68、字塔ノ一202の 2、字上り口339の 3、339の 4、字新治林ノ一281の 3、字大才927の 2、928、大原字条ガケ平29の 1、29の 3、29の 5、小町字前田下ノ一41、42、44、48、字東山ノ内一147、148、150、字前田上159の 1、160の 1、字前田下 2、3 の 6、4 の 1、5 の 1、29、31、32、34
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 531 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成20年7月22日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市下余戸144-8 田中 俱久	東伯郡北栄町江北 470-4	幅員 6.00メートル 延長 96.48メートル

鳥取県告示第 532 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
琴浦町	単県農業農村整備事業田越地区区画整理	平成 20 年 6 月 12 日

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成 20 年 8 月 5 日（火）午後 2 時

2 場所

鳥取市東町一丁目 271

鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室

3 件名

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事（鳥取市河原町西円通寺地内）

正 誤

平成 20 年鳥取県告示第 450 号（出納員の権限に属する事務の一部の委任について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から 6

誤 主 事 尾崎 正高

正 主 事 尾崎 正高